○財務省令第十二号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）及び所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号）の施行に伴い、並びに同令附則第四条第二項、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条の二第二項第二号、第九十三条第二項、第百二十条第一項第十一号、第百二十二条第一項、第百九十五条の三第一項、第百九十八条第四項、第二百三条の五第九項、第二百二十条並びに第二百二十五条第一項及び第二項並びに所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第一条の二第九項、第三十一条の二第十八号、第四十一条第五項、第四十一条の二第一項及び第五項、第四十三条第一項、第四十九条、第六十四条第一項第二号、第百六十七条の三第二項第一号、第三百条第五項から第八項まで、第十項及び第十二項、第三百六条の二第三項から第六項まで、第八項及び第十項、第三百三十七条第三項及び第四項（これらの規定を同令第三百三十九条第九項において準用する場合を含む。）、第三百四十三条第三項及び第四項（これらの規定を同令第三百四十五条第六項及び第三百四十六条第六項において準用する場合を含む。）、第三百四十九条第三項及び第四項、第三百五十条の四第三項及び第四項並びに第三百五十条の九第三項及び第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条」を「第一条・第一条の二」に、「第一条の二」を「第一条の三」に改める。

第一条第三項中「配当控除」の下に「、分配時調整外国税相当額控除」を、「規定する配当控除」の下に「、分配時調整外国税相当額控除」を加える。

第一編第一章の二中第一条の二を第一条の三とし、同編第一章中第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二　令第一条の二第九項（恒久的施設の範囲）に規定する財務省令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

一　一方の者が他方の法人の発行済株式（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項（定義）に規定する投資法人にあつては、発行済みの投資口（同条第十四項に規定する投資口をいう。以下この号において同じ。）又は出資（自己が有する自己の株式（投資口を含む。以下この号において同じ。）又は出資を除く。）の総数又は総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を直接又は間接に保有する関係その他の一方の者が他方の者を直接又は間接に支配する関係

二　二の法人が同一の者によつてそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有される場合における当該二の法人の関係その他の二の者が同一の者によつて直接又は間接に支配される場合における当該二の者の関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）

2　前項第一号の場合において、一方の者が他方の法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の者の当該他方の法人に係る直接保有の株式等の保有割合（当該一方の者の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）と当該一方の者の当該他方の法人に係る間接保有の株式等の保有割合とを合計した割合により行うものとする。

3　前項に規定する間接保有の株式等の保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。

一　前項の他方の法人の株主等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十四号（定義）に規定する株主等をいう。以下この項において同じ。）である法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が前項の一方の者により保有されている場合　当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二　前項の他方の法人の株主等である法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。）と同項の一方の者との間にこれらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人（以下この号において「出資関連法人」という。）が介在している場合（出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を当該一方の者又は出資関連法人（その発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が当該一方の者又は他の出資関連法人によつて保有されているものに限る。）によつて保有されている場合に限る。）　当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

4　第二項の規定は、第一項第二号の直接又は間接に保有される関係の判定について準用する。

第四条第十七号中「若しくは同法附則第四十五条第一項（特例障害農林年金の支給）に規定する特例障害農林年金」を削り、「同法附則第十六条第一項」を「同条第一項」に改め、「若しくは同法附則第四十六条第一項（特例遺族農林年金の支給）に規定する特例遺族農林年金を受けている同項に規定する遺族（妻に限る。）である者」を削る。

第七条第一項第二十九号中「若しくは特例障害農林年金」、「若しくは特例遺族農林年金」及び「又は特例遺族農林年金」を削り、同条第八項中「その氏名、住所又は個人番号を変更した」を「次に掲げる場合に該当することとなつた」に改め、「除く」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「及び個人番号を」を「及び個人番号（第一号に掲げる場合にあつては、その変更前の氏名及び住所並びに変更後の氏名及び住所）を」に改め、「書類」の下に「（第一号に掲げる場合にあつては、同項各号に掲げるいずれかの書類又は次条第二項に規定する書類）」を加え、「当該届出書に記載した氏名、住所又は個人番号を変更した」を「次に掲げる場合に該当することとなつた」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その者の氏名又は住所の変更をした場合

二　その者の個人番号の変更をした場合

第八条第一項第一号中「個人番号」の下に「（提出者の氏名又は住所の変更をした場合には、当該提出者の氏名、生年月日及び住所）」を加え、同項第二号中「令第四十三条第一項に規定する」を「提出者の」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　令第四十三条第一項後段に規定する財務省令で定める書類は、前条第二項に規定する書類（同項第一号に掲げる書類を除く。）のうち、令第四十三条第一項前段に規定する個人の変更前の氏名又は住所の記載がある書類とする。

3　令第四十三条第一項前段に規定する個人が、同項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により非課税貯蓄に関する異動申告書を提出したときは、当該非課税貯蓄に関する異動申告書を受理した金融機関の営業所等の長は、当該非課税貯蓄に関する異動申告書に、当該個人の個人番号を付記するものとする。

第八条の二中「書類」の下に「若しくは前条第二項に規定する書類」を加える。

第十二条第二項中「書類」の下に「若しくは第八条第二項（非課税貯蓄に関する異動申告書の記載事項）に規定する書類」を加える。

第十八条第一項中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」を削る。

第十八条の二第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三条第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて同法第八十二条の四第一項（確定給付企業年金から独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換）の加入者であつた者のために支出した確定給付企業年金法施行令第五十四条の八第三号（独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換の基準）の掛金